駐車場法

（昭和三十二年五月十六日法律第百六号）
（施　　行）平成二十九年六月十五日
（最終改正）平成二十九年五月十二日法律第二十六号

目　次

第一章　総則（第一条―第二条の二）
第二章　駐車場整備地区（第三条―第四条の二）
第三章　路上駐車場（第五条―第九条）
第四章　路外駐車場（第十条―第十九条）
第五章　建築物における駐車施設の附置及び管理（第二十条―第二十条の三）
第六章　雑則（第二十条の四）
第七章　罰則（第二十一条―第二十四条）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　路上駐車場　駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

二　路外駐車場　道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

三　道路　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。

四　自動車　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。

五　駐車　道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の二　国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

第二章　駐車場整備地区

（駐車場整備地区）

第三条　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の商業地域（以下「商業地域」という。）、同号の近隣商業地域（以下「近隣商業地域」という。）、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域若しくは同号の準工業地域（同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第二号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）内において自動車交通が

著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2　駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

（駐車場整備計画）

第四条　駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画（以下「駐車場整備計画」という。）を定めることができる。

2　駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針

二　路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量

三　前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策

四　地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体

五　主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3　市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者（同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣）をいう。以下同じ。）及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4　市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5　前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

（地方公共団体の責務）

第四条の二　地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　路上駐車場

（路上駐車場の設置）

第五条　第四条第一項の規定により駐車場整備計画（同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。）が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2　前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

（路上駐車場の駐車料金及び割増金）

第六条　前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」という。）は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九

条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合においては、この限りでない。

2　前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一　自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

二　自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三　附近の路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3　路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4　道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

（駐車料金等の使途）

第七条　路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。

（路上駐車場の表示）

第八条　道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2　前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

（政令への委任）

第九条　この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　路外駐車場

（駐車場整備地区内の路外駐車場の整備）

第十条　国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2　地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

（構造及び設備の基準）

第十一条　路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

（設置の届出）

第十二条　都市計画法第四条第二項の都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者（以下「路

外駐車場管理者」という。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

（管理規程）

第十三条　路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

２　前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一　路外駐車場の名称

二　路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

三　路外駐車場の供用時間に関する事項

四　駐車料金に関する事項

五　前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

３　前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

４　路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

（休止等の届出）

第十四条　路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

（路外駐車場管理者の責務）

第十五条　路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

２　路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条　路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることはできない。

（助成措置）

第十七条　都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条第一項の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

２　国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

（立入検査等）

第十八条　都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正命令）

第十九条　都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第五章　建築物における駐車施設の附置及び管理

（建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置）

第二十条　地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの（以下「特定用途」という。）に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分（以下「特定部分」という。）の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2　地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3　前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

（建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置）

第二十条の二　地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

２　前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

（駐車施設の管理）

第二十条の三　地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

第六章　雑則

（権限の委任）

第二十条の四　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章　罰則

第二十一条　第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条　第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条　第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附　則

（略）

駐車場法施行令

（昭和三十二年十二月十三日政令第三百四十号）
（施　　行）令和八年四月一日
（最終改正）令和七年三月七日政令第四十三号

目　次

第一章　駐車場整備地区（第一条・第二条）
第一章の二　路上駐車場（第三条―第五条）
第二章　路外駐車場
第一節　構造及び設備の基準（第六条―第十五条）
第二節　駐車料金等（第十六条・第十七条）
第三章　特定用途（第十八条）
第四章　雑則（第十九条）
附　則

第一章　駐車場整備地区

（駐車場整備地区を定めることができる特別用途地区）

第一条　駐車場法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める特別用途地区は、次に掲げる施設に係る業務の利便の増進を図ることを目的とする特別用途地区とする。

一　小売店舗
二　事務所
三　娯楽・レクリエーション施設
四　流通業務施設その他自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい特別の業務の用に供する施設

（路上駐車場の配置及び規模の基準）

第二条　法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。

一　路上駐車場は、駐車場整備地区内及びその周辺にある路外駐車場その他の自動車の駐車の用に供される施設又は場所との関連を考慮してその配置及び規模を定めるとともに、駐車場整備地区内におけるその適正な分布を図ること。
二　路上駐車場は、主要幹線街路に設置しないこと。ただし、分離帯その他の道路の部分で道路の交通に支障を及ぼすおそれの少ないものに設置するときは、この限りでない。
三　路上駐車場は、歩道と車道の区別のない道路に設置しないこと。ただし、幅員が八メートル以上ある道路の歩行者の通行及び沿道の利用に支障を及ぼさない部分に設置するときは、この限りでない。
四　路上駐車場は、歩道と車道の区別のある道路にあつては、その車道の幅員が六メートル未満の道路に設置しないこと。
五　路上駐車場は、縦断勾配が四パーセントを超える道路に設置しないこと。ただし、縦断勾配が六パーセント以下の道路で、歩道と車道の区別があり、かつ、その車道の幅員が十三メートル以上のものに設置するときは、この限りでない。
六　路上駐車場は、陸橋の下又は橋に設置しないこと。
七　路上駐車場は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道

路の部分に設置しないこと。

八　路上駐車場は、当該路上駐車場を設置する道路の幅員及び交通の状況に応じ、車両の通行に必要な幅（少なくとも三・五メートル）の道路の部分を保つように設置すること。

第一章の二　路上駐車場

（駐車料金を徴収することができない自動車）

第三条　法第六条第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路工事その他特別の理由に基づき当該路上駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣が定めるものとする。

第四条　削除

（路上駐車場の管理に要する費用）

第五条　法第七条の路上駐車場の管理に要する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一　路上駐車場の設置、維持及び修繕に要する費用

二　駐車料金及び割増金の徴収に要する費用

三　前二号に掲げる費用の財源に充てるための一時借入金の利息の支払に要する費用

第二章　路外駐車場

第一節　構造及び設備の基準

（適用の範囲）

第六条　この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第七条　法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

一　次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。

イ　道路交通法第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分

ロ　横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分

ハ　幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

ニ　橋

ホ　幅員が六メートル未満の道路

ヘ　縦断勾配が十パーセントを超える道路

二　路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三　自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四　自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五　自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ　専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。）　一・三メートル

ロ　その他の路外駐車場又はその部分　二メートル

2　前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一　道路交通法第四十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる道路の部分（同項第一号に掲げる道路の部分にあつては、交差点の側端及びトンネルに限る。）

二　橋

三　幅員が六メートル未満の道路

3　国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分（トンネルを除く。）又は同項第三号に掲げる道路に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

（車路に関する技術的基準）

第八条　法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一　自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二　自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。

イ　一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分　二・七五メートル（前条第一項第五号

イに掲げる路外駐車場又はその部分（以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。）の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル）以上

ロ　一方通行の自動車の車路又はその部分（イに掲げる車路の部分を除く。）　三・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル）以上

ハ　その他の自動車の車路又はその部分　五・五メートル（自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル）以上

三　建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ　はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ　屈曲部（ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。）は、自動車を五メートル以上の内法半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法半径で回転させることができる構造）であること。

ハ　傾斜部の縦断勾配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ　傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（駐車の用に供する部分の高さ）

第九条　建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

（避難階段）

第十条　建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

（防火区画）

第十一条　建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。）によつて区画しなければならない。

（換気装置）

第十二条　建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

（照明装置）

第十三条　建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

一　自動車の車路の路面　十ルツクス以上

二　自動車の駐車の用に供する部分の床面　二ルツクス以上

（警報装置）

第十四条　建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

（特殊の装置）

第十五条　この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節　駐車料金等

（駐車料金の額の基準）

第十六条　法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

一　能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。

二　自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。

三　自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

（供用時間等の明示）

第十七条　法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

第三章　特定用途

（特定用途）

第十八条　法第二十条第一項の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場及び共同住宅とする。

第四章　雑則

（権限の委任）

第十九条　この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附　則

（略）

駐車場法施行規則

（平成十二年十一月二十四日運輸省令・建設省令第十二号）
（施　　行）令和三年九月一日
（最終改正）令和三年八月三十一日国土交通省令第五十三号

（路外駐車場に関する届出書及び添付図面）

第一条　駐車場法（以下「法」という。）第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一　路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　路外駐車場の区域

ロ　路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）

ハ　路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（以下「令」という。）第七条第一項に規定する道路の部分及び橋

三　建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

（路外駐車場に関する管理規程）

第二条　法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

２　法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、上限額をもって定めなければならない。

３　法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条　法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　路外駐車場の構造上駐車することができない自動車

二　路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

（特殊装置認定の基準）

第四条　国土交通大臣は、令第十五条に規定する特殊の装置（以下「特殊装置」という。）であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能（以下「安全機能」という。）について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。

２　前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。

（認証）

第五条　前条第二項の認証（以下単に「認証」という。）は、第七条から第九条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）が行うものとする。

２　認証を申請しようとする者（以下「認証申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録認証機関に提出しなければならない。

一　認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　申請に係る特殊装置の名称及び型式
三　その他登録認証機関が必要と認める事項

（認証の更新）
第六条　認証は、五年以上十年以内において登録認証機関が定める期間（以下「有効期間」という。）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２　前条第二項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

（登録）
第七条　第五条第一項の登録（以下単に「登録」という。）は、認証の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。
２　登録を受けようとする者（以下この条において「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　認証事務を開始しようとする年月日
３　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　個人である場合においては、次に掲げる書類
イ　住民票の抄本又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類
ロ　登録申請者の略歴を記載した書類
二　法人である場合においては、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書
ロ　申請に係る意思の決定を証する書類
ハ　役員の氏名及び略歴を記載した書類
三　登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
四　登録申請者の行う認証が第九条第一項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
五　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）
第八条　次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
一　法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
二　第十八条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であって、認証事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録要件等）
第九条　国土交通大臣は、第七条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一　次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る特殊装置の安全機能を確認するための審査を行うものであること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者

ロ　国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、特殊装置の安全機能に関する専門的知識を有する者

ハ　機械に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、かつ、これらの分野について専門的知識を有する者

ニ　イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者

二　前号の審査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によって構成される合議制の機関の議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。

イ　学校教育法による大学において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

ロ　前号ロ又はハに該当する者

ハ　イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者

2　登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の氏名

三　認証事務を行う事務所の名称及び所在地

四　認証事務を開始する年月日

（登録の更新）

第十条　登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（認証事務の実施に係る義務）

第十一条　登録認証機関は、公正に、かつ、第九条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により認証事務を行わなければならない。

一　特定の者を差別的に取り扱わないこと。

二　認証をするかどうかを決定するために必要とされる基準（以下「認証基準」という。）を定めること。

三　認証基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表すること。

四　認証をしたときは、認証申請者に認証証明書を交付すること。

五　次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

イ　認証を受けた特殊装置の安全性が適切に確保されていないと認めるとき。

ロ　不正の手段により認証を受けたとき。

六　第九条第一項第一号の審査を行う者若しくは同項第二号の合議制の機関の構成員を決定しようとするとき、又はこれらを変更しようとするときは、その旨を、当該決定又は変更を行おうとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出ること。

七　認証、認証の更新又は認証の取消し（以下この号において「認証等」という。）を行ったときは、その旨（認証の取消しにあっては、その理由を含む。）を記載した書面を、当該認証等の日から二週間以内に、国土交通大臣に届け出ること。

八　認証事務によって知り得た秘密の保持を行うこと。

（登録事項の変更の届出）

第十二条　登録認証機関は、第九条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは変更しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更しようとする理由

（認証事務規程）

第十三条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した認証事務に関する規程を定め、認証事務を開始しようとする日の二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　認証事務の時間及び休日に関する事項

二　認証事務を行う事務所及び認証の実施場所に関する事項

三　認証の申請に関する事項

四　認証の手数料の額及び収納の方法に関する事項

五　認証基準に関する事項

六　認証基準の公表の方法その他の認証の実施の方法に関する事項

七　不正の手段により認証を受けた者又は受けようとした者の処分に関する事項

八　認証証明書の交付及び再交付に関する事項

九　認証の有効期間その他認証の更新に関する事項

十　認証の取消しに関する事項

十一　第十九条第三項の帳簿その他の認証事務についての書類に関する事項

十二　認証事務に関する秘密の保持に関する事項

十三　認証事務に関する公正の確保に関する事項

十四　その他認証事務に関し必要な事項

（認証事務の休廃止）

第十四条　登録認証機関は、認証事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする認証事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合にあっては、その期間

四　休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十五条　登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録認証機関の事務所に備えて置

かなければならない。

2　認証を受けようとする者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって、次に掲げるもののうち登録認証機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができるもの（第十九条において「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

3　前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（適合命令）

第十六条　国土交通大臣は、登録認証機関が第九条第一項各号の要件に適合しなくなったと認めるときは、その登録認証機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第十七条　国土交通大臣は、登録認証機関が第十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録認証機関に対し、同条の規定による認証事務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十八条　国土交通大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて認証事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第八条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二　第十二条から第十四条まで、第十五条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三　正当な理由がないのに第十五条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　前二条の規定による命令に違反したとき。

五　第二十条の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六　不正の手段により登録を受けたとき。

（帳簿の記載等）

第十九条　登録認証機関は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一　認証の申請を受け付けた年月日

二　認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　認証の申請に係る特殊装置の名称及び型式
四　認証の申請に係る特殊装置について第九条第一項第一号の審査を行った年月日及び当該審査を行った者の氏名
五　認証の申請に係る特殊装置について認証をするかどうかを決定した年月日及び当該決定に係る議を経た第九条第一項第二号の合議制の機関の構成員の氏名
六　認証をした特殊装置にあっては、前各号に掲げる事項のほか、認証証明書の交付の年月日及び認証番号

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録認証機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3　登録認証機関は、第一項に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、認証事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録認証機関は、次に掲げる書類を備え、認証の有効期間が満了した日（認証をしなかったときは、第一項第五号に規定する日）から二年間保存しなければならない。
一　認証の申請書及び添付書類
二　認証の判定とその結果に関する書類

（報告の徴収）

第二十条　国土交通大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録認証機関に対し、認証事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

（公示）

第二十一条　国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一　登録をしたとき又は第十条第一項の登録の更新をしたとき。
二　第十二条の規定による届出があったとき。
三　第十四条の規定による届出があったとき。
四　第十八条の規定により登録を取り消し、又は認証事務の停止を命じたとき。

（権限の委任）

第二十二条　法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。
一　法第四条第三項の規定により意見を述べ、及び同条第四項の規定による通知を受理すること。
二　令第七条第二項の規定により認定をし、並びに同条第三項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
三　令第十五条の規定により認定をすること。

附　則　（平成二十六年七月二十五日国土交通省令第六十八号）

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の駐車場法施行規則（以下「新規則」という。）第五条第一項の登

録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、その申請を行うことができる。新規則第十三条の規定による認証事務規程の届出についても、同様とする。

3　この省令の施行前に駐車場法施行令（以下この項及び次項において「令」という。）第十五条の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定により国土交通大臣が令第二章第一節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとみなす。

4　令第十五条に規定する特殊の装置については、新規則第四条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して一年六月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

別記様式

（略）

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準

（平成二十六年十二月二十五日国土交通省告示第千百九十一号）
（施　　行）平成二十七年一月一日

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省令・建設省令第十二号）第四条第一項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能について国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この基準は、機械式駐車場に設置される機械式駐車装置について適用する。なお、機械式駐車場は、当該装置を用いることが、その駐車場全体の構造及び設備に影響を与えることから、駐車場法施行令（昭和３２年政令第３４０号。以下「令」という。）第１５条による認定に当たっては、当該装置に限らず、それが用いられる駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、認定の効果は必要な関連事項に及ぶものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　機械式駐車装置　令第１５条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。

二　機械式駐車場　機械式駐車装置を用いる路外駐車場（自動車の駐車の用に供する部分の面積が５００㎡以上であるものに限る。）の全体をいい、一般に車路、前面空地、管理室等も含まれる。

三　駐車室　機械式駐車装置の中で、自動車の駐車の用に供する部分をいう。

四　乗降室　機械式駐車装置の中で、人の通行及び自動車への乗降の用に供する部分をいう。

五　搬器　機械式駐車装置の中で、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために自動車を搭載する機器をいう。

六　搬送装置　機械式駐車装置の中で、自動車を搬出入するために搬器又は自動車を水平又は垂直方向に運搬する装置をいう。

七　ターンテーブル　機械式駐車装置の中で、自動車が前進又は後進方向に入出庫できるようにするため、自動車を搭載して水平面で旋回する装置をいう。

（機械式駐車装置の方式）

第三条　この告示において、機械式駐車装置は、その主たる構造と機構により、次の方式に分類される。なお、自動車用エレベーターを除き、通常利用時において、人が乗車した状態では装置は稼動しないものとする。

一　令第９条の自動車の駐車の用に供する部分に該当するもの

イ　二段・多段方式　複数の搬器を２段又はそれ以上に配置し、これらを搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ロ　エレベーター方式　複数の駐車室を立体的に配置し、搬器を搬送装置によって駐車室へ搬送することにより駐車を行う方式をいう。

ハ　平面往復方式　複数の駐車室を平面状に１列又はそれ以上に配置し、搬器又は自動車を搬送装置によって往復運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ニ　垂直循環方式　複数の搬器を垂直面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ホ　水平循環方式　複数の搬器を平面状に配置し、これらを循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

ヘ　多層循環方式　複数の搬器を階層状に配置し、これらを上下の層で循環運動させることにより駐車を行う方式をいう。

二　令第８条の車路に該当するもの　自動車用エレベーター　運転者が乗車した状態で、自動車を搬送装置によって駐車階まで運搬する装置をいう。

（対象とする自動車）

第四条　この告示において、機械式駐車場が保管を予想する自動車は、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車とする。

（駐車面積の算定方式）

第五条　機械式駐車場について、自動車の駐車の用に供する部分の面積の算定に当たっては、駐車室に該当する搬器、車箱等の面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定の困難なものについては、自動二輪車のみの駐車の用に供する装置については自動二輪車１台当たり２．３㎡、小型自動車又は軽自動車（自動二輪車を除く。）のみの駐車の用に供する装置については自動車１台当たり１２㎡、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）の駐車の用に供する装置については自動車１台当たり１５㎡とみなして算定する。

第二章　構造及び設備に関する基準

（出入口）

第六条　自動車の出口及び入口に関する基準は、令第７条の規定による。

（車路）

第七条　車路に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">装置の方式</td><td colspan="3">車路</td></tr>
<tr><td>前面空地</td><td>はり下の高さ</td><td>幅員等</td></tr>
<tr><td>二段・多段方式</td><td colspan="3">令第８条の規定による。</td></tr>
<tr><td>エレベーター方式
平面往復方式
垂直循環方式
水平循環方式
多層循環方式</td><td rowspan="2">令第８条第１号に規定する「円滑かつ安全に走行することができる車路」として、装置と道路との間に、収容可能な自動車２台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。ただし、出口と入口とが分離され、自動車が通り抜けることのできる構造のものについては、入口側にのみ収容可能な自動車１台分に相当する空地を設けることで足りる。また、当該空地においてスロープ等を用いて自動二輪車等の装着を行うものについては、上記の「装置と道路との間」を「スロープ等の乗入れ口と道路との間」と読み替えるものとする。</td><td rowspan="2">前面空地として設ける車路が建築物であり、かつ傾斜部ではない場合において、そのはり下の高さは、２．１ｍ以上とする。</td><td>令第８条の規定による。</td></tr>
<tr><td>自動車用エレベーター</td><td>車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動車１台の幅に０．５ｍ以上を加えた寸法とし、その高さは１．８ｍ以上とする。ただし、自動二輪車用の装置については、上記に関わらず、車路に相当する部分の幅員は、収容可能な自動二輪車１台の幅に０．１５ｍ以上を加えた寸法で、かつ、１．０ｍ以上とし、その高さは１．８ｍ以上（人が運転して立ち入るものについては、当該部分の幅員は１．７５ｍ以上、高さは２．１ｍ以上）とする。</td></tr>
</table>

（駐車室の高さ）

第八条　駐車室の高さは、１．６ｍ以上（自動二輪車用の装置については、収容可能な自動二輪車の高さに０．０５ｍ以上を加えたもの）とする。

（乗降室の高さ）

第九条　乗降室の高さは、１．８ｍ以上（自動二輪車用の装置であって人が運転して立ち入るものについては、２．１ｍ以上）とする。

（避難階段）

第十条　避難階段に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	避難階段
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第１０条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。
自動車用エレベーター	令第１０条の規定による。

（防火区画）

第十一条　防火区画に関する基準は、令第１１条の規定による。

（換気装置）

第十二条　換気装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	換気装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式 水平循環方式 多層循環方式	令第１２条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、前面空地として設ける車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については令第１２条の規定による。
自動車用エレベーター	令第１２条の規定による。

（照明装置）

第十三条　照明装置に関する基準は、装置の方式に応じて、次の表に定めるとおりとする。

装置の方式	照明装置
二段・多段方式 エレベーター方式 平面往復方式 垂直循環方式	乗降室については、その床面の照度を２ルクス以上に保つこと。

水平循環方式 多層循環方式	
自動車用エレベーター	車路に相当する部分については、その床面の照度を１０ルクス以上に保つこと。

（警報装置）

第十四条　警報装置に関する基準は、令第１４条の規定による。

第三章　安全機能に関する基準

（囲い）

第十五条　出入口を除く装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、外壁、柵等の囲いを設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

２　囲いは、人が装置内の稼動部に容易に触れることができない構造及び形状を有することとする。

（出入口扉等）

第十六条　装置の出入口には、装置の稼動中に人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、扉又は可動柵（以下「出入口扉等」という。）を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

２　チェーン、スプロケット等の可動部には、人が挟まれ、又は巻き込まれることのないよう、覆いを施すこととする。

（駐車室等）

第十七条　駐車室及び装置内で自動車が通過する部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保することとする。

（乗降室）

第十八条　乗降室には、人が安全に通行できる歩行用の通路を確保することとする。

２　通路には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等があってはならない。

（機械装置）

第十九条　装置の構造上主要な部分は、その用途、規模及び構造の種類に応じて、これに作用する自重、積載荷重、風圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して構造耐力上必要な強度を有することとする。

２　駆動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　綱車及び巻胴は、地震その他の振動及び衝撃によって主索等が外れない構造とすること。

二　綱車及び巻胴は、使用する主索等の強度を維持するため必要な大きさを有すること。

三　自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、入出庫に要する時間が駐車容量に比し過大とならないものであること。

3　制動装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　定格荷重又は最大負荷の状態及び定格速度から安全に装置の動作を停止し、停止状態を維持する機能を有すること。

二　停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

4　油圧装置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　油圧の過度の昇圧を防止するための安全弁を設けること。

二　停電等により電力が遮断された場合に、自動的に装置の動作を停止する機能を有すること。

三　油漏れにより搬器が自然降下しないよう、降下制限装置を設けること。

5　搬器は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　搬器の床先と出入口の床面との段差及び隙間は、自動車が支障なく通行できる寸法とすること。

二　搬器が昇降又は横行する領域とこれに接する昇降路又は横行路との隙間は、搬器の動作上必要な余裕を確保すること。

三　搬器が旋回し、又は自動車の前後方向に移動する装置については、駐車ブレーキが掛けられた状態の自動車の移動を抑制するための車止めを設けること。

四　自動車の入出庫時において、主索等の切断による搬器の落下等を生じないよう、降下制限装置を設けること。

五　搬器及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。

6　ターンテーブルは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　搭載面及びその支持部は、自動車の搭載により降下、傾斜、跳ね上がり等を生じないよう、適切な支持構造を有すること。

二　搭載面は、自動車が発進時に空転し、又は停車時に旋回により移動することのないよう、十分な保持力を有すること。

三　搭載面及びその周囲の床面には、歩行の障害となるような段差、突起物、隙間等がないこと。

（制御装置等）

第二十条　電源及び電気設備は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　電源容量は、他の負荷に関係なく、装置が常時その機能を発揮できるものであること。

二　感電その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設すること。

2　制御盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　安全上支障がないと認められる場合を除き、装置内で自動車が通過する部分及びその進行方向に設けないこと。

二　管理者又は管理者から許可を受けた者でなければその内部機器及び操作部に触れることのできない機構を有すること。

3　操作盤は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一　取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。

二　出入口扉等によって乗降室が遮蔽されるものについては、取扱者が操作位置からも乗降室内の状況を視認できるよう、操作盤又はその付近にモニター等の確認手段を設けること。

4　制御装置は、次に掲げるところにより、起動制御の機能を有するものでなければならない。

一　起動に際して取扱者、自動車又は搬器を認証し、所定の取扱者以外の者による起動を防止する機能を有すること。

二　取扱者の一連の操作が正常に完了しない限り、他の者が操作を行うことができない機構を有すること。

三　取扱者に対して乗降室内の無人状態の確認を促すためのボタンを設け、当該ボタンが押されない限り装置は起動しないものであること。

5　制御装置は、次に掲げるところにより、出入口制御の機能を有するものでなければならない。

一　出入口扉等が閉じた状態でなければ、装置は稼動しないものであること。

二　搬器が正常な位置に停止していなければ、出入口扉等は開かないものであること。

三　出入口扉等に人又は自動車が挟まれることのないよう、障害物の存在を検知して自動的に出入口扉等の動作を停止する装置を設けること。

6　装置内の乗降室には、人の存在を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、装置が簡易な構造で、取扱者が操作位置から乗降室内の状況を容易に視認できるものについては、これを省略することができる。

7　自動車が搬器内の所定の停車範囲からはみ出している場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

8　搬器が所定の範囲を超えて昇降又は横行した場合に、これを検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

9　地震その他の振動又は衝撃が発生した場合に、その加速度を検知して自動的に装置の動作を停止する装置を設けることとする。ただし、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができる。

１０　操作盤及び乗降室内の適切な位置に、緊急時に手動で直ちに装置の動作を停止できる装置（以下「緊急停止装置」という。）を設けることとする。ただし、乗降室内の緊急停止装置については、安全上支障がないと認められる場合には、これを省略することができ

る。

（非常口等）

第二十一条　装置内の乗降室には、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、非常口及び誘導灯を設けることとする。ただし、出入口扉等を設けない装置については適用しない。また、装置が簡易な構造で、出入口扉等が閉じた状態でも外部から乗降室内の状況を容易に視認できる装置については、これを省略することができる。

２　装置内の乗降室には、搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示することとする。

（掲示）

第二十二条　収容可能な自動車の車種、寸法、重量その他の制限事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。

２　取扱者が操作時に注意すべき事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示することとする。

第四章　基準の特例

（基準の特例）

第二十三条　この基準により難い特別の事情がある場合においては、個別に国土交通大臣において認定することとする。

附　則

（略）

駐車場法施行規則第七条第一項の規定による登録認証機関の登録更新

（令和六年十二月二十七日 国土交通省告示第千三百八十四号）

駐車場法施行規則（平成十二年運輸省令・建設省令第十二号）第十条第二項において準用する同規則第七条第一項の規定により、同規則第五条第一項の登録認証機関を登録更新したので、同規則第二十一条第一号の規定に基づき公示する。

一　登録年月日（更新）　令和六年十二月二十七日
二　登録番号　第一号
三　氏名又は名称　公益社団法人立体駐車場工業会
四　住所　東京都中央区新川二丁目九番九号
五　法人である場合の代表者の氏名　会長　中野恭介
六　法人である場合の認証事務を行う役員の氏名　専務理事　藤原和彦
七　認証事務を行う事務所の名称　公益社団法人立体駐車場工業会
八　認証事務を行う事務所の所在地　東京都中央区新川二丁目九番九号
九　認証事務を開始する年月日（更新）　令和六年十二月二十七日

標準駐車場条例

（最終改正）令和７年３月２８日

○○市駐車場条例

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、市が設置する路上駐車場及び路外駐車場の設置及び管理並びに駐車料金の額及びその徴収方法並びに駐車場配置適正化区域並びに建築物等における自動車の駐車のための施設の附置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　路上駐車場

（設置等）

第２条　市長は、路上駐車場を設置し、又は廃止しようとするときは、当該路上駐車場の供用開始又は廃止の日及びその名称、位置、規模その他必要な事項を告示する。

（駐車料金を徴収する時間）

第３条　路上駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）を徴収する時間は、路上駐車場ごとに、午前０時から午前７時までの間を除いた時間内において市長が定め、告示する。

（料金の額等）

第４条　料金の額は、駐車時間○分ごとに○○円とする。

２　料金は、前条の規定により市長が定めた時間内に自動車を駐車させる者から徴収する。

（料金の不徴収）

第５条　駐車場法（昭和３２年法律第１０６号。以下「法」という。）第６条第１項ただし書きに規定する自動車を駐車させる場合のほか、次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

(1) 当該路上駐車場の附近において、警察官が犯罪捜査、実地検証又は交通事故調査を行うため使用する自動車

(2) 当該路上駐車場の附近において、緊急を要する電気、ガス、電話、水道又は下水道の応急工事を行うために使用する自動車

（料金を無料とする日）

第６条　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条の規定により休日とされる日においては、第４条の規定にかかわらず、料金を無料とする。

２　市長は、前項に規定する日以外の日について、臨時に料金を無料とすることができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、その旨を告示する。

（料金の納付の方法）

第７条　自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ、駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

２　前項の規定により料金を納付して自動車を駐車させている者が納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする場合においては、当該駐車時間が経過する前に、その超過して駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

３　パーキング・メーターの故障、破損等のため前二項の規定に従い料金を納付することができない場合において、自動車を駐車させ、又は既に納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとす

る者は、駐車させようとする時間に相当する料金を規則で定めるところにより納付しなければならない。

（料金の不還付）

第８条　納付した料金は、還付しない。

（割増金）

第９条　市長は、規則で定めるところにより、不法に第７条の規定による料金の納付を免れた者から、その免れた額のほか、その額の２倍に相当する額を割増金として徴収する。

（駐車の拒否）

第１０条　市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

(1) 区画線を超える荷物を積載している自動車

(2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車

(3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる自動車

（禁止行為）

第１１条　路上駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

（休止）

第１２条　市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、路上駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、市長は、当該路上駐車場上の見やすい箇所に、その旨を掲示する。

（損害賠償）

第１３条　何人も、パーキング・メーター、標識その他路上駐車場の設備をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第３章　路外駐車場

（設置）

第１４条　市長は、路外駐車場を設置しようとするときは、当該路外駐車場の供用開始の日及びその名称、位置、規模、供用時間その他必要な事項を告示する。

（料金の額等）

第１５条　路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 午前８時から午後８時まで 駐車時間３０分ごとに○○円以内で規則で定める額

(2) 午後８時から翌日午前８時まで 駐車時間３０分ごとに○○円以内で規則で定める額

２　駐車時間が午前８時又は、午後８時の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる３０分について徴収する料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 駐車時間が午前８時の前後にまたがる場合 前項第２号に掲げる額

(2) 駐車時間が午後８時の前後にまたがる場合 前項第１号に掲げる額

３　市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券又は定期駐車券を発行することができる。

４　前項の回数駐車券又は定期駐車券の料金の額、有効期間、発行枚数その他回数駐車券又は定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

第１５条の２　路外駐車場に充電施設（電気自動車に電気を供給する施設をいう。以下同じ。）が設置されている場合において、市長は、必要があると認めるときは、充電施設の使用料金を徴収することができる。

２　前項の使用料金の額は、〔①〕とする。

〔①〕 (1) ３０分ごとに○○円以内で規則で定める額

(2) １回の使用ごとに○○円以内で規則で定める額

(3) １kwh の充電ごとに○○円以内で規則で定める額

（注）〔①〕については、(1)から(3)のいずれかを選んで規定されたい。

（料金の徴収）

第１６条　料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、前条第３項に規定する回数駐車券又は定期駐車券による駐車の料金については、回数駐車券又は定期駐車券の発行のときに徴収する。

（料金の不徴収）

第１７条　次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項に規定する緊急自動車

(2) 当該路外駐車場の附近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務をおこなうため使用する自動車

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

（料金の不還付）

第１８条　納付した料金は、還付しない。ただし、第１５条第３項の定期駐車券について納付した料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

２　前項ただし書の規定による料金の還付方法、還付の額及び手数料その他必要な事項は、規則で定める。

（割増金）

第１９条　市長は、規則で定めるところにより、不法に第１５条の規定による料金の納付を免れた者から、その額のほか、その額の２倍に相当する額を割増金として徴収する。

（駐車の拒否）

第２０条　市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

(1) 路外駐車場の構造上駐車させることができない自動車

(2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車

(3) 路外駐車場の構造又は設備をき損するおそれがあると認められる自動車

(4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障があると認められる自動車

（禁止行為）

第２１条　路外駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 充電施設を必要以上に独占して使用すること。

(3) 路外駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損すること。

(4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

（休止等）

第２２条　市長は、路外駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

２　市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとする場合は、その旨を告示する。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合にも、また同様とする。

（損害賠償）

第２３条　何人も、路外駐車場の構造又は設備その他の物件をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第４章　滞在快適性等向上区域

（滞在快適性等向上区域等）

第２３条の２　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第４６条に基づき作成した都市再生整備計画において記載した滞在快適性等向上区域（当該区域について路外駐車場配置等基準又は駐車場出入口制限道路に関する事項又は集約駐車施設の位置及び規模を定めたものに限る。）に関する事項は次のとおりとする。

滞在快適性等向上区域	
名称	区域
△△滞在快適性等向上区域	▼▼町○○番地から××番地まで
■■滞在快適性等向上区域	▽▽町●●番地から◎◎番地まで

２　前項の都市再生整備計画において記載した滞在快適性等向上区域に係る路外駐車場配置等基準、駐車場出入口制限道路に関する事項並びに集約駐車施設の位置及び規模は、規則で定める。

３　第１項の都市再生整備計画において記載した滞在快適性等向上区域に設置される路外駐車場であって、都市再生特別措置法第６２条の９第１項及び第２項の規定に基づき位置、規模等を市町村長へ届け出なければならないものの規模は、規則で定める。

４　第１項の都市再生整備計画において記載した滞在快適性等向上区域に設置される路外駐車場であって、都市再生特別措置法第６２条の１０第１項に規定する、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいもの（以下「出入口制限対象駐車場」という。）の規模は、規則で定める。

５　都市再生特別措置法第６２条の１０第１項ただし書に規定する、駐車場出入口制限道路に接して出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合は、出入口制限対象駐車場を設置しようとする土地が、当該駐車場出入口制限道路以外に出入口を設けることができる道路に面していない場合その他規則で定める場合とする。

６　前号に規定する場合に該当する出入口制限対象駐車場が都市再生特別措置法第６２条の１０第２項及び第３項の届出を行う場合において、都市再生特別措置法施行規則第２１条の７第２項第３号に規定する都市再生特別措置法第６２条の１０第１項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書は、規則で定める。

第５章　駐車場配置適正化区域

（駐車場配置適正化区域等）

第２３条の３　都市再生特別措置法第８１条に基づき作成した立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に関する事項は次のとおりとする。

駐車場配置適正化区域	
名称	区域
□□駐車場配置適正化区域	■■町○○番地から××番地まで
◆◆駐車場配置適正化区域	◇◇町●●番地から◎◎番地まで

２　前項の立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に係る路外駐車場配置等基準並びに集約駐車施設の位置及び規模は、規則で定める。

３　第１項の立地適正化計画において記載した駐車場配置適正化区域に設置される路外駐車場であって、都市再生特別措置法第１０６条において準用される第６２条の９第１項及び第２項の規定に基づき位置、規模等を市町村長へ届け出なければならないものの規模は、規則で定める。

第６章　建築物等における駐車施設の附置及び管理

（地区の指定）

第２４条　法第２０条第２項の駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）　は、次のとおりとする。

○○町及び○○町の全部

○○町○○番地から○○番地まで

２　法第２０条第２項の周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、次のとおりとする。

○○町及び○○町の全部

○○町○○番地から○○番地まで

（駐車機能集約区域及び集約駐車施設）

第２４条の２　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第７条に基づき作成した低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に関する事項は次のとおりとする。

駐車機能集約区域	
名称	区域
◎◎駐車機能集約区域	○○町○○番地から××番地まで
▲▲駐車機能集約区域	△△町▽▽番地から□□番地まで

２　前項の低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に係る集約駐車施設に関する事項は、規則で定める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第２５条　次の表の（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(エ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(オ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が６，０００平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（法第２０条１項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

<table>
<tr><td>(ア)</td><td colspan="4">駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</td><td>周辺地区又は自動車ふくそう地区</td></tr>
<tr><td>(イ)</td><td colspan="4">特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に〔①〕を乗じて得たものとの合計</td><td>特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積</td></tr>
<tr><td>(ウ)</td><td colspan="4">〔②〕</td><td>2,000 平方メートル</td></tr>
<tr><td>(エ)</td><td>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</td><td>事務所の用途に供する部分</td><td>特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分</td><td>共同住宅及び非特定用途に供する部分</td><td>特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分</td></tr>
<tr><td>(オ)</td><td>〔③〕</td><td>〔④〕</td><td>〔⑤〕</td><td>450 平方メートル</td><td>〔⑤〕</td></tr>
<tr><td>(カ)</td><td colspan="4">$1-\frac{〔②〕\times(6,000\text{ 平方メートル}-\text{延べ面積})}{6,000\text{ 平方メートル}\times(イ)\text{欄に掲げる面積}-〔②〕\times\text{延べ面積}}$</td><td>$1-\frac{6,000\text{平方メートル}-\text{延べ面積}}{2\times\text{延べ面積}}$</td></tr>
</table>

備 考
1　（イ）欄に規定する部分及び（エ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
2　（カ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

2　次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の（オ）欄中〔③〕とあるのは〔③’〕と、〔④〕とあるのは〔④’〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤’〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

○○町及び○○町の全部

○○町○○番地から○○番地まで

3　第１項の規定により駐車施設を附置しなければならない者は、次の各号のいずれかにより駐車施設を附置する場合には、第１項の規定により駐車施設を附置したものとみなす。

(1) 市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区において、当該基準により駐車施設を附置する場合

(2) 規則で定める面積を超える建築物を新築する場合に、当該建築物の周辺における交通の特性等を踏まえ、規則で定める方法により算定された台数の駐車施設を附置する場合

(3) 鉄道駅やバスターミナル等からの距離その他の事情を総合的に考慮して駐車施設の需要が低いと市長が認めた建築物について、当該建築物の延べ面積に当該建築物の駐車施設の需要に応じて市長が定める割合を乗じて得た面積を当該建築物の延べ面積とみなして算定された台数の駐車施設を附置する場合

4　第２３条の２第１項に規定する滞在快適性等向上区域のうち、△△滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　第２３条の２第１項に規定する滞在快適性等向上区域のうち、■■滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6　第２３条の３第１項に規定する駐車場配置適正化区域のうち、□□駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7　第２３条の３第１項に規定する駐車場配置適正化区域のうち、◆◆駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑨〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

8　前条第１項に規定する駐車機能集約区域のうち、◎◎駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑩〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

9　前条第１項に規定する駐車機能集約区域のうち、▲▲駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑪〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

（注１）第１項及び第２項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

$$〔①〕 = \frac{〔②〕}{2,000\text{平方メートル}}$$

〔②〕 (1) 人口規模がおおむね５０万人以上の都市　１，５００平方メートル

(2) 人口規模がおおむね５０万人未満の都市　１，０００平方メートル

〔③〕、〔④〕及び〔⑤〕

(1) 人口がおおむね１００万人以上の都市

・〔③〕　２００平方メートル

・〔④〕　２５０平方メートル

・〔⑤〕　２５０平方メートル

(2) 人口がおおむね５０万人以上１００万人未満の都市

・〔③〕　１５０平方メートル

・〔④〕　２００平方メートル

・〔⑤〕　２００平方メートル

(3) 人口がおおむね５０万人未満の都市

・〔③〕　１５０平方メートル

・〔④〕　２００平方メートル

・〔⑤〕　２００平方メートル

（注２）〔⑥〕及び〔⑦〕については、それぞれの滞在快適性等向上区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑥〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

〔⑦〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

（注３）〔⑧〕及び〔⑨〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑧〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑨〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

（注４）〔⑩〕及び〔⑪〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑩〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「前条第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑪〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「前条第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

（注５）第４項から第９項までの規定により読み替えを行う場合において、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設を読み替えの対象外とするときは、第４項から第９項中「同項中」の後に「「駐車施設」の後に「（ただし、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置する１台分以上の駐車施設を除く。）」を加え、」を追加して規定されたい。

（建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第２５条の２　次の表の（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積及び戸数（共同住宅の用途に限る。以下この条において同じ。）が（イ）欄に掲げる面積及び戸数を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる建築物の部分の床面積（共同住宅の用途においては戸数）をそれぞれ（エ）欄に掲げる面積（共同住宅の用途においては戸数）で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が６，０００平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合、建築物内の荷さばきのための駐車施設の有効利用に資する取組が行われる場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきの為の駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りではない。

<table>
<tr><td>（ア）</td><td colspan="5">駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</td><td colspan="2">周辺地区又は自動車ふくそう地区</td></tr>
<tr><td>（イ）</td><td colspan="5">2,000 平方メートル</td><td>2,000平方メートルかつ50戸以上</td><td>3,000 平方メートル</td><td>3,000平方メートルかつ50戸以上</td></tr>
<tr><td>（ウ）</td><td>百貨店その他の店舗の用途に供する部分</td><td>事務所の用途に供する部分</td><td>倉庫の用途に供する部分</td><td>特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分</td><td>共同住宅の用途に供する部分</td><td>特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分</td><td>共同住宅の用途に供する部分</td></tr>
<tr><td>（エ）</td><td>〔①〕</td><td>〔②〕</td><td>〔③〕</td><td>〔④〕</td><td>100戸</td><td>〔⑤〕</td><td>100戸</td></tr>
<tr><td>（オ）</td><td colspan="5">$1-\frac{6,000\text{ 平方メートル}-\text{延べ面積}}{2\times\text{延べ面積}}$</td><td colspan="2">$1-\frac{6,000\text{ 平方メートル}-\text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$</td></tr>
<tr><td colspan="8">備考
１　（ウ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。
２　（オ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。</td></tr>
</table>

２　駐車場整備地区のうち荷さばきのための駐車施設の確保を図ることが特に必要と認められる次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の〔①〕とあるのは〔①’〕と、〔②〕とあるのは〔②’〕と、〔③〕とあるのは〔③’〕と、〔④〕とあるのは〔④’〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤’〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

○○町及び○○町の全部

○○町○○番地から○○番地まで

３　第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

４　第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

５　第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわら

ず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6　第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑨〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7　第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑩〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

8　第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑪〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

9　第１項及び第２項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

１０　第１項及び第２項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に荷さばきのための駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

（注１）第１項及び第２項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における荷さばきに係る駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

(1) 人口がおおむね１００万人以上の都市

・〔①〕　２，５００平方メートル
・〔②〕　５，５００平方メートル
・〔③〕　２，０００平方メートル
・〔④〕　３，５００平方メートル
・〔⑤〕　７，０００平方メートル

(2) 人口がおおむね５０万人以上１００万人未満の都市

・〔①〕　２，５００平方メートル
・〔②〕　５，０００平方メートル
・〔③〕　１，５００平方メートル
・〔④〕　３，５００平方メートル
・〔⑤〕　６，５００平方メートル

(3) 人口がおおむね５０万人未満の都市

・〔①〕　３，０００平方メートル
・〔②〕　５，０００平方メートル
・〔③〕　１，５００平方メートル
・〔④〕　４，０００平方メートル
・〔⑤〕　５，０００平方メートル

（注２）〔⑥〕及び〔⑦〕については、それぞれの滞在快適性等向上区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑥〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

〔⑦〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

（注３）〔⑧〕及び〔⑨〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建

築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑧〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑨〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

（注４）〔⑩〕及び〔⑪〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑩〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑪〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

（建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置）

第２５条の３　次の表の（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が（イ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（ウ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（エ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（オ）欄に規定する延べ面積が６，０００平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（オ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	〔①〕		2,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び共同住宅を除く。）に供する部分	特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分
(エ)	〔②〕	〔③〕	〔④〕
(オ)	$1-\frac{〔①〕\times(6,000\text{ 平方メートル}-\text{延べ面積})}{(6,000\text{ 平方メートル}-〔①〕)\times\text{延べ面積}}$		$1-\frac{6,000\text{ 平方メートル}-\text{延べ面積}}{2\times\text{延べ面積}}$
備　考 １　（ウ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を含む。 ２　（オ）欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分の面積を含む。			

２　次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の（エ）欄中〔②〕とあるのは〔②’〕と、〔③〕とあるのは〔③’〕と、〔④〕とあるのは〔④’〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

○○町及び○○町の全部

○○町○○番地から○○番地まで

３　前２項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

4　第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑤〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6　第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7　第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑧〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

8　第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑨〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

9　第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑩〕と　読み替えて、同項の規定を適用する。

（注１）第１項及び第２項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。なお、以下に標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

〔①〕 (1)人口規模がおおむね５０万人以上の都市　１，５００平方メートル
(2)人口規模がおおむね５０万人未満の都市　１，０００平方メートル

〔②〕　３，０００平方メートル

〔③〕　８，０００平方メートル

〔④〕　８，０００平方メートル

（注２）〔⑤〕及び〔⑥〕については、それぞれの滞在快適性等向上区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑤〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」
(2)「第２３条の２条第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

〔⑥〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」
(2)「第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

（注３）〔⑦〕及び〔⑧〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑦〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」
(2)「第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔⑧〕 (1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」
(2)「第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

（注４）〔⑨〕及び〔⑩〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑨〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑩〕(1)「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

（大規模な事務所の特例に係る大規模低減）

第２６条　前三条の規定にかかわらず、床面積が１０，０００平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、１０，０００平方メートルを超え５０，０００平方メートルまでの部分の床面積に０．７を、５０，０００平方メートルを超え１００，０００平方メートルまでの部分の床面積に０．６を、１００，０００平方メートルを超える部分の床面積に０．５をそれぞれ乗じたものの合計に１０，０００平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

（大規模な共同住宅の特例に係る大規模低減）

第２６条の２　第２５条の２の規定にかかわらず、戸数が４００戸を超える共同住宅の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該共同住宅の戸数のうち、４００戸を超え８００戸までの部分の戸数に０．５を、８００戸を超える部分の戸数に０．２５をそれぞれ乗じたものの合計に４００戸を加えた戸数を当該共同住宅の戸数とみなして、同条の規定を適用する。

（駐車施設の集約に係る附置義務台数の低減）

第２６条の３　次の滞在快適性等向上区域、駐車場配置適正化区域又は駐車機能集約区域において、第２５条から第２５条の３までの規定に基づき駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合にあっては、これら規定により附置しなければならない台数に次に規定する数値を乗じた台数（小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）を附置しなければならない台数とみなして、これらの規定を適用する。

(1) △△滞在快適性等向上区域　○○

(2) ■■滞在快適性等向上区域　○○

(3) □□駐車場配置適正化区域　○○

(4) ◆◆駐車場配置適正化区域　○○

(5) ◎◎駐車機能集約区域　○○

(6) ▲▲駐車機能集約区域　○○

（注）本条文は、異なる用途の建築物の駐車施設を集約する場合等、各々の駐車需要の変動が時間帯・曜日によって異なる場合に、附置義務台数を適切に減じる数値（１未満の数値）を設定の上、規定されたい。

（建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置）

第２７条　建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第２０条の２に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前五条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

２　第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域においては、前項の規定にかかわらず、同項中「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔①〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

３　第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域においては、第１項の規定にかかわらず、同項中「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔②〕と

読み替えて、同項の規定を適用する。

4　第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔③〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域においては、第１項の規定にかかわらず、「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔④〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

6　第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑤〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

7　第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第１項の規定にかかわらず、「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

（注１）〔①〕及び〔②〕については、それぞれの滞在快適性等向上区域において、各増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔①〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２条第１項に規定する△△滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

〔②〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の２第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の２条第１項に規定する■■滞在快適性等向上区域に係る集約駐車施設内」

（注２）〔③〕及び〔④〕については、それぞれの駐車場配置適正化区域において、各増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔③〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３条第１項に規定する□□駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

〔④〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２３条の３第１項に規定する◆◆駐車場配置適正化区域に係る集約駐車施設内」

（注３）〔⑤〕及び〔⑥〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

〔⑤〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑥〕(1)「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2)「第２４条の２第１項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

（建築物が地区又は地域の内外にわたる場合）

第２８条　建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの２以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前七条の規定を適用する。

２　建築物の敷地が滞在快適性等向上区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前七条の規定を適用する。
３　建築物の敷地が駐車場配置適正化区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前七条の規定を適用する。
４　建築物の敷地が駐車機能集約区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前七条の規定を適用する。

（駐車場出入口制限道路への出入口の設置）

第２８条の２　第２３条の２に規定する滞在快適性等向上区域（都市再生整備計画に駐車場出入口制限道路が定められているものに限る。）において、第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設であって、規則で定める規模以上のものの自動車の出入口は、駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。
２　前項の規定は、当該駐車施設を設置しようとする土地が、当該駐車場出入口制限道路以外に出入口を設けることができる道路に面していない場合その他規則で定める場合においては適用しない。

（駐車の用に供する部分の規模）

第２９条　第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数１台につき幅２．３メートル以上、奥行５メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数（以下、この項において「附置義務台数」という。）に０．３を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅２．５メートル以上、奥行６メートル以上としなければならず、かつ、そのうち少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）として、幅３．５メートル以上、奥行６メートル以上、はり下の高さ２．３メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。
⑴　附置義務台数が二百以下の場合　当該台数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
⑵　附置義務台数が二百を超える場合　当該台数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
３　第２５条の２又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅３メートル以上、奥行き７．７メートル以上、はり下の高さ３．２メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。
４　共同住宅においては、前項の規定にかかわらず、第２５条の２又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数に０．４を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅２．５メートル以上、奥行６メートル以上とすることができる。
（注）共同住宅以外の用途の建築物においても、荷さばきのための駐車施設の規模について、当該都市等における荷さばきのための駐車に係る需要等を踏まえ、附置しなければならない台数のうち、一定の割合について異なる規模として定めることも可能である。
４　第２５条の３から第２７条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数１台につき幅１メートル以上、奥行２．

３メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

（注）本項における自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、当該都市等における自動二輪車の駐車に係る需要等を踏まえ、附置しなければならない台数のうち、一定の割合について異なる規模として定めることも可能である。

５　前各項の規定は、第２５条から第２７条までの規定により駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合は、適用しない。

（集約駐車施設の規模）

第２９条の２　前条第１項から第４項までの規定は、第２３条の２第２項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第１項及び第２項中「第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第２３条の２第２項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第３項中「第２５条の２又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設」とあるのは「第２３条の２第２項の規則で定める集約駐車施設（荷さばきのための駐車施設に限る。）」と、同条第４項中「第２５条の３から第２７条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第２３条の２第２項の規則で定める集約駐車施設（自動二輪車のための駐車施設に限る。）」と読み替えるものとする。

２　前条第１項から第４項までの規定は、第２３条の３第２項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第１項及び第２項中「第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第２３条の３第２項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第３項中「第２５条の２及び第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設」とあるのは「第２３条の３第２項の規則で定める集約駐車施設（荷さばきのための駐車施設に限る。）」と、同条第４項中「第２５条の３から第２７条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第２３条の３第２項の規則で定める集約駐車施設（自動二輪車のための駐車施設に限る。）」と読み替えるものとする。

３　前条第１項から第４項までの規定は、第２４条の２第２項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第１項及び第２項中「第２５条又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第２４条の２第２項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第３項中「第２５条の２又は第２６条から第２７条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設」とあるのは「第２４条の２第２項の規則で定める集約駐車施設（荷さばきのための駐車施設に限る。）」と、同条第４項中「第２５条の３から第２７条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第２４条の２第２項の規則で定める集約駐車施設（自動二輪車のための駐車施設に限る。）」と読み替えるものとする。

（都市再生駐車施設配置計画の区域内における駐車施設の附置）

第２９条の３　第２５条の表中（ア）欄に掲げる地区又は地域内の都市再生特別措置法第１９条の１３第１項の規定により作成された都市再生駐車施設配置計画の区域内（以下「計画区域内」という。）において、同表中（イ）欄に掲げる面積が同表中（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者又は当該面積を超えることとなる増築若しくは建築物の部分の用途の変更で当該用途の変更により特定部分が増加することとなるもののために法第２０条の２に規定する大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者は、第２５条から第２７条までの規定にかかわらず、当該計画に記載された同法同条第２項第２号に掲げる事項の内容に即して駐車施設を附置しなければならない。

（注）本条で引用する第２５条の表中（イ）欄及び（ウ）欄の数値については、都市再生駐車施設配置計画に記載された区域を含む都市再生緊急整備地域の特性を踏まえ、別の数値を設定することを妨げるものではない。

（都市再生駐車施設配置計画に基づく駐車施設附置の既存建築物への適用）

第２９条の４　計画区域内において、都市再生駐車施設配置計画が作成される前に第２５条から第２７条までの規定に基づき駐車施設を附置した者は、市長の認定を受けて、前条の規定を適用することができる。

２　前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、第２９条の３の規定の適用を受けようとする建築物の位置、駐車施設の台数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

（特殊の装置）

第２９条の５　第２５条、第２５条の３から第２７条まで又は第２９条の３の規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和３２年政令第３４０号）第１５条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、第２９条第１項、第２項及び第４項の規定は適用しない。

（駐車附置の特例）

第３０条　第２５条から第２７条までの規定により駐車施設を附置すべき者（第２３条の２第１項に規定する滞在快適性等向上区域内においては、同条第２項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者、第２３条の３第１項に規定する駐車場配置適正化区域内においては、同条第２項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者、及び第２４条の２第１項に規定する駐車機能集約区域内においては、同条第２項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者を除く。次条において同じ。）が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長の認定を受けて当該建築物の敷地以外の場所又は市長が指定する駐車施設内に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

２　前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

（建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告）

第３０条の２　市長は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると認めるときは、第２５条から第２７条までの規定により駐車施設を附置すべき者に対し、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けるべきことを勧告することができる。

（集約駐車施設への駐車附置の確認）

第３０条の３　第２５条から第２７条までの規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする者は、規則で定めるところにより、集約駐車施設内に駐車施設を附置していることについて、市長の確認を受けることができる。

２　前項の規定により市長の確認を受けた者は、確認を受けた駐車施設の附置の内容に有効期間があり、当該有効期間の満了後も第２５条から第２７条までの規定により駐車施設の附置をしなければならない場合には、駐車施設を附置していることについて市長の確認を受けなければならない。

（都市再生駐車施設配置計画に基づく駐車施設の建築物又はその敷地以外への附置の確認）

第３０条の４　第２９条の３の規定により駐車施設を附置しようとする者は、規則で定めるところにより、その新築、増築又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする建築物又は当該建築物の敷地以外に駐車施設を附置していることについて、市長の確認を受けることができる。

２　前項の規定により市長の確認を受けた者は、確認を受けた駐車施設の附置の内容に有効期間があり、当該有効期間の満了後も前条の規定により駐車施設の附置をしなければならない場合には、駐車施設を附置していることについて市長の確認を受けなければならない。

（公共交通の利用促進に係る特例）

第３０条の５　第２５条又は第２６条から第２７条の規定により駐車施設を附置しなければならない建築

物の所有者又は管理者が、当該建築物の利用者に対し公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講じた場合は、規則で定めるところにより、これらの規定により当該建築物に附置しなければならない駐車施設（車椅子使用者用駐車施設を除く。）の台数を減ずることができる。

2 前項の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置に関する計画（以下「公共交通利用促進計画」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた公共交通利用促進計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 前項の承認を受けた所有者又は管理者が公共交通利用促進措置を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第２項の承認を受けた所有者又は管理者は、規則で定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について市長に報告しなければならない。

5 市長は、第２項の承認を受けた所有者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

⑴ 当該承認を受けた公共交通利用促進計画に定める公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。

⑵ 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

6 第３項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された建築物の所有者又は管理者は、第２５条又は第２６条から第２７条の規定に適合するように当該建築物に駐車施設を附置しなければならない。

（適用の除外）

第３１条　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８５条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第２５条から第２７条まで又は第２９条の３の規定は、適用しない。

２　この条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して６月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第２５条から第２７条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

（廃止の届出）

第３１条の２　第２５条から第２７条まで又は第２９条の３の規定により設置された駐車施設（第３０条第１項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、十日以内に、市長に届け出なければならない。

（駐車施設の管理）

第３２条　第２５条から第２７条まで又は第２９条の３の規定により設置された駐車施設（第３０条第１項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

２　第２９条の５の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

（既存建築物における駐車施設等）

第３２条の２　第２５条から第２７条まで又は第２９条の３の規定により設置された駐車施設（第３０条第１項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該駐車施設の台数について、必要とされる台数を確保した上で、当該駐車施設の台数を減じ、全部若しくは一部の位置を変更することができる。

⑴ 駐車施設の利用状況に応じて、附置した駐車施設と異なる規模の駐車施設（自転車の安全利用の促

進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）第２条第２号に規定する自転車等の駐車のための施設を含む。）を設置するために、市長が定める範囲で、駐車施設の台数を減じる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が当該駐車施設の台数を減じ、又は当該駐車施設の全部若しくは一部の位置を変更することに支障がないと認める場合

２　前項第１号の適用を受ける場合は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に届出なければならない。

３　第１項の適用を受けた駐車施設については、前条の規定を準用する。

（立入検査）

第３３条　市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（措置命令）

第３４条　市長は、第２５条から第２７条まで、第２９条、第２９条の３又は第３２条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

２　前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

３　前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

第６章　罰則

（罰則）

第３５条　前条第１項の規定による市長の命令に従わなかった者は、５０万円以下の罰金に処する。

２　第３３条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、２０万円以下の罰金に処する。

３　第３０条第２項、第３０条の３第２項又は第３０条の４第２項の規定に違反した者は、１０万円以下の罰金に処する。

第３６条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第７章　委任

第３７条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は駐車場法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第４３号）の施行の日（令和８年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　この条例が施行された日から起算して６月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手し

た者については、第２５条の２、第２９条第２項及び第３項の規定は適用しない。

（最終改正）平成３０年１２月２７日

駐車場管理規程例

１　名称
　＊＊＊駐車場
　所　在　地　　○○県○○市○○区○丁目○番○号
２　駐車場管理者
（１）所在地　○○県○○市○○区○丁目○番○号
（２）名　称　＊＊＊＊駐車場株式会社
（３）電　話　○○○（○○○）○○○○（代表）
（４）代表者　代表取締役社長　○○○○

第１章　総則（第１条－第６条）
第２章　利用（第７条－第１３条）
第３章　駐車料金及び算定等（第１４条－第１７条）
第４章　引取りのない車両の措置（第１８条－第２１条）
第５章　保管責任及び損害賠償（第２２条－第２６条）
第６章　雑則（第２７条）

第１章　総則

（通則）
第１条　本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。
（契約の成立）
第２条　駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。
（営業時間）
第３条　駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。
（時間制利用の利用期間）
第４条　駐車場の１回の利用（定期駐車券による利用を除く。）は、駐車券を受け取った日から起算して７日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者（以下「管理者」という。）の判断によりこれを延長することができる。
（営業休止等）
第５条　管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。
（１）自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
（２）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
（３）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
（駐車できる車両）
第６条　駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、積載物又は取付物を含めて長さ○．○m、幅○．○m、高さ○．○m及び重量○ｔを超えないものに限る。

第２章　利用

（駐車場の入出等）
第７条　車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。
２　車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。
３　定期駐車券による利用者（以下「定期駐車券利用者」という。）は、定期駐車券の確認を受

けた後入出庫するものとする。
４　駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。
（駐車位置の変更）
第８条　管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。
（駐車場内の通行）
第９条　利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。
（１）　徐行すること。
（２）　追い越しをしないこと。
（３）　出庫する車両の通行を優先すること。
（４）　警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
（５）　標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。
（遵守事項）
第１０条　前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。
（１）　所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
（２）　紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
（３）　他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
（４）　運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
（５）　場内において宿泊しないこと。
（６）　車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
（７）　場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
（８）　駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
（９）　場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
(10)　その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと
（入庫拒否）
第１１条　管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。
（１）　駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
（２）　引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
（３）　著しい騒音や臭気を発するとき。
（４）　非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
（５）　その他駐車場の管理上支障があるとき。
（出庫拒否）
第１２条　管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。
（１）　利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
（２）　利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき
（事故に対する措置）
第１３条　管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。
第３章　駐車料金及び算定等
（時間制駐車料金）
第１４条　時間制駐車料金は、車両１台につき次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

時間区分	料金の額（上限額）

普通時間 午前８時から午後 11 時まで	駐車時間 30 分（30 分未満は 30 分に切り上げる） につき　　金　　円
夜間時間 午後 11 時から翌日の午前８時まで	駐車時間 60 分（60 分未満は 60 分に切り上げる） につき　　金　　円

（消費税を含む）

（時間制駐車料金おける駐車時間）

第１５条　時間制駐車料金を算出するための駐車時間（この条において「駐車時間」という。）は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

２　駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

（定期駐車券及び定期駐車料金）

第１６条　定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

（１）定期駐車料金は、次の表の額を上限とし、当該額以下で管理者が定めるものとする。

種　類	有　効　時　間	通用期間	料　金（上限額）
全日定期駐車券	午前０時から午後 12 時まで	１カ月	円
昼間定期駐車券	午前８時から午後８時まで		円
夜間定期駐車券	午後６時から翌日午前８時まで		円

（消費税を含む）

（２）定期駐車券による駐車場の利用等ついては、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

①　定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

②　駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。

③　利用者は毎月１５日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

④　定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第１４条の規定よる。

⑤　月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第５条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。

⑥　定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。

⑦　定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

（不正利用者に対する割増金）

第１７条　時間制利用者（定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。）が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その２倍相当額の割増金を収受する。

２　定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の２倍相当額の割増金を収受する。

（１）　定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合

（２）　券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合

（３）　通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第４章　引き取りのない車両の処置

（引取りの請求）

第１８条　時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第４条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して７日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

２　前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

３　前２項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

４　管理者は、第１項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第１９条　管理者は、前条第１項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第２０条　管理者は、第１８条第１項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第２１条　管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から３カ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

２　管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

３　管理者は、第１項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

第５章　保管責任及び損害賠償

（保管責任）

第２２条　管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。

２　管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第２３条　管理者は、車両保管にあたり、第２５条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第２４条　管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第２５条　管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

（１）　自然災害その他不可抗力による事故

（２）　当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

（３）　管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故

（４）　第５条の規定による営業休止等の措置

（５）　第１３条の規定による措置

第２６条　管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第６章　雑則

（この規程に定めない事項）

第２７条　この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

道路交通法（抄）

（昭和三十五年法律第百五号）
（施　　行）令和六年十一月一日
（最終改正）令和六年五月二十四日法律第三十四号

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八　（略）

九　自動車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車又は特定自動運行を行う車であつて、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）以外のものをいう。

十　原動機付自転車　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて次に掲げるもののうち、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ　内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車（ロに該当するものを除く。）

ロ　車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として内閣府令で定める基準に該当するもの

十一　軽車両　次に掲げるものであつて、移動用小型車、身体障害者用の車及び歩行補助車等以外のもの（遠隔操作（車から離れた場所から当該車に電気通信技術を用いて指令を与えることにより当該車の操作をすること（当該操作をする車に備えられた衝突を防止するために自動的に当該車の通行を制御する装置を使用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）により通行させることができるものを除く。）をいう。

イ　自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含み、小児用の車（小児が用いる小型の車であつて、歩きながら用いるもの以外のものをいう。次号及び第三項第一号において同じ。）を除く。）

ロ　原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二　自転車　ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車（レールにより運転する車を除く。）であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの（原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。）をいう。

十一の三～十七の二　（略）

十八　駐車　車両等が客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること（貨物の積卸しのための停止で五分を超えない時間内のもの及び人の乗降のための停止を除く。）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く。）をし、かつ、当該車両等の運転をする者（以下「運転者」という。）がその車両等を離れて直ちに運転することができない状態にあることをいう。

十九～二十三　（略）

２・３　（略）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条　車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二　交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三　横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分

四　安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

五　乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）

六　踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二　旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。第四十九条の三第一項において同じ。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、道路運送法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則　第一項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（駐車を禁止する場所）

第四十五条　車両は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、駐車してはならない。ただし、公安委員会の定めるところにより警察署長の許可を受けたときは、この限りでない。

一　人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用の出入口から三メートル以内の部分

二　道路工事が行なわれている場合における当該工事区域の側端から五メートル以内の部分

三　消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽側端又はこれらの道路に接する出入口から五メートル以内の部分

四　消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽吸水口若しくは吸管投入孔から五メートル以内の部分

五　火災報知機から一メートル以内の部分

2　車両は、第四十七条第二項又は第三項の規定により駐車する場合に当該車両の右側の道路上に三・五メートル（道路標識等により距離が指定されているときは、その距離）以上の余

地がないこととなる場所においては、駐車してはならない。ただし、貨物の積卸しを行なう場合で運転者がその車両を離れないとき、若しくは運転者がその車両を離れたが直ちに運転に従事することができる状態にあるとき、又は傷病者の救護のためやむを得ないときは、この限りでない。

3　公安委員会が交通がひんぱんでないと認めて指定した区域においては、前項本文の規定は、適用しない。

（罰則　第一項及び第二項については第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（停車又は駐車の方法の特例）

第四十八条　車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

（罰則　第百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間）

第四十九条　公安委員会は、時間を限つて同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることが道路標識等により指定されている道路の区間（以下「時間制限駐車区間」という。）について、当該時間制限駐車区間における駐車の適正を確保するため、パーキング・メーター（内閣府令で定める機能を有するものに限る。以下同じ。）又はパーキング・チケット（内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。）を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの（以下「パーキング・チケット発給設備」という。）を設置し、及び管理するものとする。

2・3　（略）

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　時間制限駐車区間における車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該旅客の運送の用に供する自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

2　車両（前条の規定により指定された道路の区間（次条において「高齢運転者等専用時間制限駐車区間」という。）にあつては、高齢運転者等標章自動車に限る。以下この条、第四十九条の六及び第百十九条の三第一項第二号において同じ。）は、時間制限駐車区間においては、当該駐車につき第四十九条第一項のパーキング・メーターが車両を感知した時又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた時から、それぞれ道路標識等により表示されている時間を超えて引き続き駐車してはならない。

3　車両は、時間制限駐車区間においては、駐車につき道路標識等により指定されている道路の部分及び方法でなければ、駐車してはならない。

4　車両の運転者は、時間制限駐車区間において車両を駐車したときは、政令で定めるところにより、第四十九条第一項のパーキング・メーターを直ちに作動させ、又は同項のパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を直ちに受けて、これを当該車両が駐車している間（当該パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限る。）、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

（罰則　第二項については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項　第三項については第

百十九条の二の四第一項第一号、同条第三項、第百十九条の三第一項第一号、同条第三項第四項については第百十九条の三第一項第三号、同条第三項）

（時間制限駐車区間における駐車の特例）

第四十九条の五　警察署長が公安委員会の定めるところにより時間制限駐車区間における車両の駐車につき駐車することができる場所及び駐車の方法並びに駐車を開始することができる時刻及び駐車を終了すべき時刻を指定して許可をした場合において、当該許可に係る車両が、指定された場所及び方法で、指定された駐車を開始することができる時刻から駐車を終了すべき時刻までの間において駐車を開始したときは、当該車両及びその運転者については、前二条（第四十九条の三第一項を除く。）の規定は、適用しない。この場合において、当該車両は、当該指定された駐車を終了すべき時刻を過ぎて引き続き駐車してはならない。

（罰則　後段については第百十九条の三第一項第一号、同条第三項）

（時間制限駐車区間における停車の特例）

第四十九条の六　車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができる。

（時間制限駐車区間の路上駐車場に関する特例）

第四十九条の七　時間制限駐車区間に駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第五条第一項の規定により同法第二条第一号に規定する路上駐車場（以下この条及び第百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている場合における当該路上駐車場に係る道路の部分については、第四十九条の規定は適用しない。

２　時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、駐車場法第六条第一項に規定する路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されているものについては、当該パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を第四十九条第一項のパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備とみなして、第四十九条の三の規定を適用する。

３　時間制限駐車区間に設置されている路上駐車場に係る道路の部分のうち、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されていないものについては、第四十九条の三から第四十九条の五までの規定は適用しない。

建築基準法（抄）

（昭和二十五年法律第二百一号）
（施　　行）令和六年十一月一日
（最終改正）令和六年六月十九日法律第五十三号

（用語の定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　建築物　土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二　特殊建築物　学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

三～三十五　（略）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条　建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）の確認（建築副主事の確認にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。以下この項において同じ。）を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一　別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二～四　（略）

２～９　（略）

（容積率）

第五十二条　建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居

地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一～八　（略）

２～１５　（略）

別表第一　耐火建築物等としなければならない特殊建築物（第六条、第二十一条、第二十七条、第二十八条、第三十五条―第三十五条の三、第九十条の三関係）

	（い）	（ろ）	（は）	（に）
	用途	（い）欄の用途に供する階	（い）欄の用途に供する（（一）項の場合にあっては客席、（二）項及び（四）項の場合にあつては二階、（五）項の場合にあつては三階以上の部分に限り、かつ、病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計	（い）欄の用途に供する部分の床面積の合計
（一）～（五）	（略）	（略）	（略）	（略）
（六）	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの	三階以上の階		百五十平方メートル以上

建築基準法施行令（抄）

（昭和二十五年政令第三百三十八号）
（施　　行）令和六年十一月一日
（最終改正）令和六年十月十一日政令第三百十二号

（面積、高さ等の算定方法）

第二条　次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、当該各号に定めるところによる。

一～三　（略）

四　延べ面積　建築物の各階の床面積の合計による。ただし、法第五十二条第一項に規定する延べ面積（建築物の容積率の最低限度に関する規制に係る当該容積率の算定の基礎となる延べ面積を除く。）には、次に掲げる建築物の部分の床面積を算入しない。

イ　自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分（第三項第一号及び第百三十七条の八において「自動車車庫等部分」という。）

ロ～ヘ　（略）

五～八　（略）

２　（略）

３　第一項第四号ただし書の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

一　自動車車庫等部分　五分の一

二～六　（略）

４　（略）

第二節の三　建築基準関係規定

第九条　法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四（法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

一～五　（略）

六　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の十四、第六十二条の十二及び第百七条並びに都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

七～十六　（略）

都市の低炭素化の促進に関する法律（抄）

（平成二十四年法律第八十四号）
（施　　行）令和六年十一月八日
（最終改正）令和六年五月二十九日法律第四十号

（低炭素まちづくり計画）

第七条　市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域の区域（同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない同法第四条第二項に規定する都市計画区域にあっては、同法第八条第一項第一号に規定する用途地域が定められている土地の区域。第五十三条第一項において「市街化区域等」という。）に限る。）であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。

２　低炭素まちづくり計画には、その区域（以下「計画区域」という。）を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　低炭素まちづくり計画の目標

二　前号の目標を達成するために必要な次に掲げる事項

イ　都市機能の集約（計画区域外から計画区域内に都市機能を集約することを含む。以下同じ。）を図るための拠点となる地域の整備その他都市機能の配置の適正化に関する事項

ロ　公共交通機関の利用の促進に関する事項

ハ　貨物の運送の共同化その他の貨物の運送の合理化に関する事項

ニ　緑地の保全及び緑化の推進に関する事項

ホ　下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水をいう。次項第五号イ及び第四十七条において同じ。）を熱源とする熱、太陽光その他の化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率的利用に資する施設の設置のための下水道、公園、港湾その他の公共施設の活用に関する事項

ヘ　建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能の向上による二酸化炭素の排出の抑制（以下「建築物の低炭素化」という。）の促進に関する事項

ト　二酸化炭素の排出の抑制に資する自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。）の普及の促進その他の自動車の運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制の促進に関する事項

チ　その他都市の低炭素化の促進のために講ずべき措置として国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定めるものに関する事項

三　低炭素まちづくり計画の達成状況の評価に関する事項

四　計画期間

五　その他国土交通省令・環境省令・経済産業省令で定める事項

３　次の各号に掲げる事項には、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。

一　前項第二号イに掲げる事項　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内の区域であって当該区域における駐車施設（同条第一項に規定する駐車施設をいう。以下この号において同じ。）の機能を集約すべきもの（第二十条において「駐車機能集約区域」という。）並びに集約駐車施設（当該機能を集約するために整備する駐車施設をいう。）の位置及び規模に関する事項

二～五　（略）

４～８　（略）

（駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

第二十条　低炭素まちづくり計画に第七条第三項第一号に定める事項が記載されているときは、当該事項に係る駐車機能集約区域内における駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の駐車機能集約区域（都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第一号に規定する駐車機能集約区域をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同号に規定する集約駐車施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車機能集約区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車機能集約区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「駐車機能集約区域の区域内の」とする。

都市再生特別措置法（抄）

（平成十四年法律第二十二号）
（施　　行）令和六年十一月八日
（最終改正）令和六年五月二十九日法律第四十号

（定義）
第二条　（略）
２　（略）
３　この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。
４・５　（略）

第一節　地域整備方針等
（都市再生緊急整備協議会）
第十九条　国の関係行政機関の長のうち本部長及びその委嘱を受けたもの並びに関係地方公共団体の長（以下「国の関係行政機関等の長」という。）は、都市再生緊急整備地域ごとに、当該都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備に関し必要な協議（特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域にあっては、当該協議並びに次条第一項に規定する整備計画の作成及び当該整備計画の実施に係る連絡調整）を行うため、都市再生緊急整備協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。
２～１３　（略）

第三節　都市再生駐車施設配置計画の作成等
（都市再生駐車施設配置計画）
第十九条の十三　協議会は、都市再生緊急整備地域内の区域について、商業施設、業務施設その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途の施設の集積の状況、当該施設の周辺における道路の交通の状況、公共交通機関の利用の状況その他の事情を勘案し、一般駐車施設（駐車施設（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下同じ。）のうち人の運送の用に供する自動車の駐車を主たる目的とするものをいう。）、荷さばき駐車施設（駐車施設のうち貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものをいう。）その他の駐車施設の種類ごとに駐車施設を適切な位置及び規模で配置することが当該都市再生緊急整備地域の都市機能の増進を図るため必要であると認めるときは、地域整備方針に基づき、駐車施設の種類ごとの配置に関する計画（以下「都市再生駐車施設配置計画」という。）を作成することができる。
２　都市再生駐車施設配置計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　都市再生駐車施設配置計画の区域（以下この節において「計画区域」という。）
二　駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項に規定する者が設けるべき駐車施設の種類並びに当該種類ごとの駐車施設の位置及び規模に関する事項
３　都市再生駐車施設配置計画においては、前項第二号の駐車施設の位置については計画区域における安全かつ円滑な交通が確保されるように、同号の駐車施設の規模については計画区域における駐車施設の種類ごとの需要が適切に充足されるように定めるものとする。
４　都市再生駐車施設配置計画は、国の関係行政機関等の長の全員の合意により作成するものとする。

5　協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
6　第二項から前項までの規定は、都市再生駐車施設配置計画の変更について準用する。

（駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）
第十九条の十四　都市再生駐車施設配置計画に記載された計画区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の計画区域（都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、「その建築物又はその建築物の敷地内に」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画（同条第一項に規定する都市再生駐車施設配置計画をいう。以下同じ。）に記載された同条第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「計画区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の計画区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「その建築物又はその建築物の敷地内に」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特別措置法第十九条の十三第二項第二号に掲げる事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の計画区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「計画区域の区域内の」とする。

第五章　都市再生整備計画に係る特別の措置

第一節　都市再生整備計画の作成等

（都市再生整備計画）
第四十六条　市町村は、単独で又は共同して、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針（当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針。第八十一条第一項及び第百十九条第一号イにおいて同じ。）に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（以下「都市再生整備計画」という。）を作成することができる。
2　都市再生整備計画には、第一号から第六号までに掲げる事項を記載するものとするとともに、第七号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。
一　都市再生整備計画の区域及びその面積
二　前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項
イ　公共公益施設の整備に関する事業
ロ　市街地再開発事業
ハ　防災街区整備事業
ニ　土地区画整理事業
ホ　住宅施設の整備に関する事業
ヘ　その他国土交通省令で定める事業
三　前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項
四　（略）
五　第一号の区域のうち、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力

の向上（以下この条において「滞在の快適性等の向上」という。）のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「滞在快適性等向上区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

六・七　（略）

３～１３　（略）

１４　滞在快適性等向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

一・二　（略）

三　第二項第三号に掲げる事項　次のイからハまでに掲げる事項

イ　滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準（第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）

ロ　滞在快適性等向上区域内に存する道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下このロにおいて同じ。）であって、安全かつ円滑な歩行の確保及び当該滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の円滑な実施を図るため、駐車場の自動車の出入口（自動車の出口又は入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）の設置を制限すべきもの（以下「駐車場出入口制限道路」という。）に関する事項

ハ　滞在快適性等向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

四　（略）

１５～２９　（略）

第三節　都市計画等の特例等

第七款　駐車場法の特例等

（特定路外駐車場の設置の届出等）

第六十二条の九　都市再生整備計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る滞在快適性等向上区域内において、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が当該滞在快適性等向上区域内の土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して市町村の条例で定める規模以上のもの（以下この項において「特定路外駐車場」という。）を設置しようとする者は、当該特定路外駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該特定路外駐車場の位置、規模その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち国土交通省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

３　市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が路外駐車場配置等基準に適合せず、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な勧告をすることができる。

４　市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等）

第六十二条の十　都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場（路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が駐車場出入

口制限道路の交通の現状及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の実施の状況を勘案して、駐車場出入口制限道路への自動車の出入りによる歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして市町村の条例で定める規模以上のものをいう。以下同じ。）を設置し、又は当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を当該駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない。ただし、当該駐車場出入口制限道路に接して当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として市町村の条例で定める場合にあっては、この限りでない。

2　都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置しようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の設置に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

3　都市再生整備計画に記載された駐車場出入口制限道路に面する土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をしようとする者は、当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、その変更後の当該出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

4　市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項が第一項の規定に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、期限を定めて、当該届出に係る出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置に関し設計の変更その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（歩行者の安全の確保等についての配慮）

第六十二条の十一　前条第一項に規定する条例の規定の施行若しくは適用の際駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場（当該駐車場出入口制限道路に接して自動車の出入口を設けているものに限る。）を現に設置している者又は当該条例の規定の施行若しくは適用の後に同項ただし書の適用を受けて駐車場出入口制限道路に面する土地に出入口制限対象駐車場を設置し、若しくは当該土地に設置された出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の位置の変更をした者は、当該駐車場出入口制限道路における安全かつ円滑な歩行の確保及び滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の円滑な実施についての適正な配慮をして当該出入口制限対象駐車場を運営しなければならない。

（駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

第六十二条の十二　都市再生整備計画に滞在快適性等向上区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）について集約駐車施設の位置及び規模又は駐車場出入口制限道路に関する事項が記載された場合における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の滞在快適性等向上区域（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十六条第二項第五号に規定する滞在快適性等向上区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同条第十四項第三

号ハに規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口（同号ロに規定する自動車の出入口をいう。以下同じ。）は、駐車場出入口制限道路（同号ロに規定する駐車場出入口制限道路をいう。以下同じ。）に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の滞在快適性等向上区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は当該条例の規定により設けなければならないこととされた駐車施設であつて条例で定める規模以上のものの自動車の出入口は、駐車場出入口制限道路に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内の」とする。

第六章　立地適正化計画に係る特別の措置

第一節　立地適正化計画の作成等

（立地適正化計画）

第八十一条　市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。）の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができる。

２　立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一　（略）

二　都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項

三　都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）

四　都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項

イ　誘導施設の整備に関する事業

ロ　イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業

ハ　イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業

五　（略）

六　第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項

七　（略）

３～５　（略）

６　第二項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一　都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域（以下「駐車場配置適正化区域」という。）

二　駐車場配置適正化区域における路外駐車場の配置及び規模の基準（第百六条において「路外駐車場配置等基準」という。）

三　駐車場配置適正化区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第百七条において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

７　市町村は、立地適正化計画に前項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、公安委員会に協議しなければならない。

８　市町村は、立地適正化計画に第六項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）に協議しなければならない。

９～２４　（略）

第三節　都市機能誘導区域に係る特別の措置

第三款　駐車場法の特例等

（駐車場配置適正化区域への準用）

第百六条　第六十二条の九の規定は、立地適正化計画に記載された路外駐車場配置等基準に係る駐車場配置適正化区域について準用する。

（駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

第百七条　立地適正化計画に記載された集約駐車施設の位置及び規模に係る駐車場配置適正化区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域内に限る。）　内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の駐車場配置適正化区域（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第六項第一号に規定する駐車場配置適正化区域をいう。以下同じ。）の区域内に」と、同項及び同条第二項並びに同法第二十条の二第一項中「建築物又は」とあるのは「建築物若しくは」と、同法第二十条第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設（同項第三号に規定する集約駐車施設をいう。以下同じ。）内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、「駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」と、同条第二項中「地区内」とあるのは「地区内の駐車場配置適正化区域の区域内」と、同項及び同法第二十条の二第一項中「旨を」とあるのは「旨、その建築物若しくはその建築物の敷地内若しくは集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨又は集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨を」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内」とあるのは「前条第一項又は第二項の駐車場配置適正化区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「駐車場配置適正化区域の区域内の」とする。

第十章　罰則

第百二十九条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六十二条の九第一項又は第二項（これらの規定を第百六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

二　第六十二条の十第二項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第二項又は第三項に規定する行為をしたとき。

三　第六十二条の十第五項の規定による市町村長の命令に違反したとき。

都市再生特別措置法施行規則（抄）

（平成十四年国土交通省令第六十六号）
（施　　行）令和六年十一月八日
（最終改正）令和六年十一月一日国土交通省令第九十七号

（特定路外駐車場の設置の届出）

第二十一条の三　法第六十二条の九第一項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第七の二による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　特定路外駐車場の区域

ロ　特定路外駐車場の自動車の出口（自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下このロにおいて同じ。）の路面に接する部分をいう。以下同じ。）及び入口（自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）

第二十一条の四　法第六十二条の九第一項の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の自動車の出口及び入口の位置とする。

（変更の届出）

第二十一条の五　法第六十二条の九第二項（法第百六条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の国土交通省令で定める事項は、特定路外駐車場の位置、規模並びに自動車の出口及び入口の位置とする。

第二十一条の六　法第六十二条の九第二項の規定による届出は、別記様式第七の三による変更届出書を提出して行うものとする。

２　第二十一条の三第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（出入口制限対象駐車場の設置の届出）

第二十一条の七　法第六十二条の十第二項の規定による届出は、別記様式第七の四による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一　出入口制限対象駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　出入口制限対象駐車場の区域

ロ　出入口制限対象駐車場の自動車の出口及び入口

三　法第六十二条の十第一項ただし書に該当する場合においては、同項ただし書に該当することを明らかにするために必要な図書として市町村の条例で定めるもの

第二十一条の八　法第六十二条の十第二項及び第三項の国土交通省令で定める事項は、出入口制限対象駐車場の位置及び規模とする。

（出入口制限対象駐車場の自動車の出口又は入口の位置の変更の届出）

第二十一条の九　法第六十二条の十第三項の規定による届出は、別記様式第七の五による届出書を提出して行うものとする。

２　第二十一条の七第二項の規定は、前項の届出について準用する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抄）

（平成十八年法律第九十一号）
（施　　行）令和六年十一月一日
（最終改正）令和六年六月十九日法律第五十三号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二　この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（定義）

第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　高齢者、障害者等　高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

二　移動等円滑化　高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

三　施設設置管理者　公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四～十　（略）

十一　路外駐車場管理者等　駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。

十二　（略）

十三　特定路外駐車場　駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。

十四～十七　（略）

十八　特定建築物　学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十九　特別特定建築物　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政

令で定めるものをいう。

二十　建築物特定施設　出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

二十一～二十七　（略）

二十八　路外駐車場特定事業　特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十九～三十二　（略）

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

第十一条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

３　地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

４　路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

５　路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

６　路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

第十二条　路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。

３　知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（路外駐車場特定事業の実施）

第三十三条　第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2　路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
一　路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
二　路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
三　その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
3　路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
4　路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
5　前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（報告及び立入検査）
第五十三条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
3～5　（略）
6　第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
7　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章　罰則

第五十九条　第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一・二　（略）
三　第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
一　第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
二　（略）

【参考】高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（抄）

（平成十八年政令第三百七十九号）
（施　　行）令和七年六月一日
（最終改正）令和六年六月二十一日政令第二百二十一号

（特定建築物）

第四条　法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

一　学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場
六　卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　事務所
九　共同住宅、寄宿舎又は下宿
十　老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
十一　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十二　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
十三　博物館、美術館又は図書館
十四　公衆浴場
十五　飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
十六　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十七　自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
十八　工場
十九　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
二十　自動車の停留又は駐車のための施設
二十一　公衆便所
二十二　公共用歩廊

（特別特定建築物）

第五条　法第二条第十九号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

一　小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
二　病院又は診療所
三　劇場、観覧場、映画館又は演芸場
四　集会場又は公会堂
五　展示場

六　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
七　ホテル又は旅館
八　保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
九　老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
十　老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
十一　体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
十二　博物館、美術館又は図書館
十三　公衆浴場
十四　飲食店
十五　理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
十六　車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
十七　自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
十八　公衆便所
十九　公共用歩廊

（建築物特定施設）
第六条　法第二条第二十号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
一～九　（略）
十　駐車場
十一　（略）

（駐車場）
第十八条　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
一　当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
二　当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
２　車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
一　幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
二　次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（移動等円滑化経路）
第十九条　次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち一以上（第四号

に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

一　建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合　道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）

二　建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

三　建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合　当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）

四　建築物が公共用歩廊である場合　その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

2　移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一　当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二　当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、階段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五　当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下　この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イ　籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ　籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

ハ　籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

ニ　乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ　籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ヘ　籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

ト　乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

チ　不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

（１）　籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。

（２）　籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

リ　不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（１）　籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（２）　籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（３）　籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六　当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七　当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十六条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

ハ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ　傾斜路は、次に掲げるものであること。

（１）　幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

（２）　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

（３）　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

３　第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第二十条　移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の

付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（報告及び立入検査）

第三十二条　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附　則　（令和六年六月二十一日政令第二百二十一号）（抄）

（施行期日）

１　この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

（平成十八年国土交通省令第百十号）
（施　　行）令和七年六月一日
（最終改正）令和六年九月三十日国土交通省令第八十六号

（特定路外駐車場の設置等の届出）

第七条　法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

一　特定路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図

二　次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図

イ　特定路外駐車場の区域

ロ　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十二号）第二条第一項に規定する路外駐車場車椅子使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。）、路外駐車場移動等円滑化経路（同令第三条第一項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。）その他の主要な施設

２　法第十二条第一項ただし書の主務省令で定める書面は、第二号様式により作成した届出書及び路外駐車場車椅子使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺二百分の一以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

（施設設置管理者による市町村に対する情報の提供）

第十四条の十　路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、法第二十四条の八第二項の規定による市町村の求めがあったときは、特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物に関し、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な設備の有無及びその設置箇所その他の高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならない。

２　市町村は、前項の提供を求めるときは、提供の対象となる特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物の範囲、提供すべき事項、提供の様式、提供の期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十五条　法第五十三条第六項の立入検査をする職員（国の職員を除く。）の身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。

附　則　（令和六年九月三十日国土交通省令第八十六号）（抄）

（施行期日）

１　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

３　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令

（平成十八年国土交通省令第百十二号）
（施　　行）令和七年六月一日
（最終改正）令和六年九月三十日国土交通省令第百十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十一条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十一条第一項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）、駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）及び駐車場法施行規則（平成十二年・運輸省・建設省・令第十二号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（路外駐車場車椅子使用者用駐車施設）

第二条　特定路外駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の路外駐車場車椅子使用者用駐車施設（車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、専ら道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車の駐車のための駐車場については、この限りでない。

一　当該特定路外駐車場に設ける駐車施設（普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の数が二百以下の場合　当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

二　当該特定路外駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合　当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

２　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一　幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三　次条第一項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

（路外駐車場移動等円滑化経路）

第三条　路外駐車場車椅子使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

２　路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

一　当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

二　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

三　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、百二十センチメートル以上とすること。

ロ　五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。

四　当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

イ　幅は、段に代わるものにあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル以上とすること。

ロ　勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあっては、八分の一を超えないこと。

ハ　高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

ニ　勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

（特殊の装置）

第四条　前二条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前二条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

附　則　（令和六年九月三十日国土交通省令第八十六号）（抄）

（施行期日）

1　この省令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第二条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に着手する工事（用途の変更をして特定路外駐車場にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該工事をした特定路外駐車場の維持について適用し、この省令の施行の日前に着手した工事及び当該工事をした特定路外駐車場の維持については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（抄）

（平成十八年国土交通省令第百十四号）
（施　　行）令和七年六月一日
（最終改正）令和六年十一月二十一日国土交通省令第百号

（駐車場）

第十二条　多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合を定める件

（令和六年十一月二十一日　国土交通省告示第千二百九十六号）
（施　　行）令和七年六月一日

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十四号）第十二条ただし書の規定に基づき、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がいない場合を次のように定める。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令第十二条ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がいないものとして国土交通大臣が定める場合は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（次号において「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合

二　多数利用機械式駐車場及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次のイ及びロに掲げる基準に適合する場合

イ　当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられていること。

ロ　当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数。以下このロにおいて同じ。）及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数及び当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）の合計数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上であること。